

BBLセミナー プレゼンテーション資料

2011年4月7日

「東北関東大震災からの経済復興の課題と提言：
復興財源を中心に」

佐藤主光



東日本大震災からの経済復興 の課題と提言

佐藤主光
一橋大学

現状認識：

- 戦後最大の危機に直面
- 平時ではなく非常時の対応が不可欠
- 今日の対応・振る舞いが、この後の日本経済・社会を決定
- 震災の危機を経済危機、財政危機に連鎖させないことが肝要
- 「危機」を「機会」に変えて、構造改革を遂げていくことが、次の発展に繋げていく道



震災の経済効果

震災の3つの影響

第1次災害	インフラ・住宅，工場等の震災の直接的被害 内閣府の試算（平成23年3月23日） 約16兆円～最大25兆円 GDPの約3%～5%
第2次災害	被災地外への影響の波及 —サプライチェーンの断絶—電力不足
第3次災害	被災地からの企業の流出 競争力の喪失 「風評被害」＝海外からの投資減

大震災でもGDPは大きなマイナスにならず＝経財相

- 与謝野馨経済財政担当相は17日、ロイターとの緊急インタビューに応じ、今回の東日本大震災でも日本の国内総生産（GDP）が「大きくマイナスになることはない」との見方を示した。
- 復興過程で発生する需要やグローバル展開する企業への影響が限られていることに加え、日本の行政・ビジネスの中核機能が落ち着いていることなどを、その理由として挙げた。

ロイター2011年03月17日

日本経済のリスク

<p>復旧・復興の期間</p>	<p>日本の震災からの復興には少なくとも5年かかるとの見方が海外の専門家からでてい る。世銀の東アジア災害リスク管理部門の プログラムリーダー、Abhas Jha氏は「阪神 淡路大震災時の復興は5年弱かかった。今 回は少なくとも5年はかかるだろう」と述 べた。</p> <p>ロイター：2011年03月16日</p>
<p>計画停電のコスト</p>	<p>東京電力<9501.T>が14日から実施に踏み 切った「計画停電」による経済損失は、年 間GDPを1%超押し下げるとの試算も出 てきた。・・・1都8県の対象地区が3時 間の停電を4月末まで続けた場合、5.4 兆円、1年間のGDPの1.04%が失わ れる。</p> <p>ロイター：2011年03月15日</p>

日本経済のリスク（その2）

震災の影響	
長期化	・ 原発事故・電力不足
+ 広域化	・ サプライチェーンの断絶
日本経済への構造的打撃	・ 企業・投資の流出（円高・地震リスクの忌避） ・ 市場・国際競争力の喪失

- 第2次・3次災害（長期化・広域化、構造問題化）を回避するための迅速な復旧・復興対策が不可欠
- ⇒ 震災の影響を抑える「努力」（≠自律的作用）が必要

震災の影響：二つのシナリオ

- シナリオ1：危機の収束、復旧・復興が速やかに進み、日本の経済構造に変化がない（震災前の実力を維持）
⇒震災がマクロ経済に及ぼす効果は限定的
- シナリオ2：危機、復旧・復興の長期化で日本経済の構造に打撃
⇒震災の影響は不透明・甚大になるリスク
- 第2のシナリオの回避するためには、（1）迅速な危機収束、（2）復旧・復興計画の作成と実施、（3）財政危機に連鎖しない復興財源確保（赤字国債で調達するときは、償還財源を明確化）が不可欠

復興の課題

「復旧復興対策基本法案」(仮称)

平成23年4月1日

- 「復興庁」の設置
- 震災国債では日銀引き受けを検討
- 復旧復興特別税
一特別消費税、所得税の臨時増税（加算税）
- 被災者の生活再建を支援する基金を新設（国が全額負担）
- 被災自治体の財政を支援するため「復旧復興交付金」
一インフラ復旧

復興の課題

- (1) 復興のマスター・プランの作成
- (2) 迅速かつメリハリのある被災者支援
- (3) インフラ・生産能力の回復
- (4) 復興財源確保

復興財源推計

- 東日本大震災の建物や道路などの直接被害額は、阪神・淡路大震災の約2倍の20兆円に達し、復興資金は当初5年で26兆円に上る。林敏彦・同志社大学大学院教授（公共政策）が、過去の大規模災害の被害を踏まえて推計した。
- 復興には当初5年間で公共部門18兆円、民間部門8兆円の計26兆円が必要になるとした。

神戸新聞2011年3月20日

○次の大災害に必要な財政規模の推計

* 被害額と財政規模が正比例すると仮定

	阪神・淡路 大震災	東海地震	東南海・南海 地震	首都直下地震
直接被害額	(a) 9.9兆円 ¹⁾	26.0兆円 ²⁾	43.0兆円 ³⁾	66.6兆円 ⁴⁾
震災関連事業総額 (c+d)	(b) 9.1兆円 ⁵⁾	23.9兆円	39.5兆円	61.2兆円
追加的事業	(c) 5.4兆円	14.2兆円	23.5兆円	36.3兆円
通常事業の代替	(d) 3.7兆円	9.7兆円	16.0兆円	24.9兆円
税収減	(e) 0.4兆円 ⁶⁾	1.0兆円	1.7兆円	2.7兆円
追加的に財源措置が必要な規模 (c+e)	(f) 5.8兆円	15.2兆円	25.2兆円	39.3兆円

1) 兵庫県発表数値

2) 中央防災会議東海地震専門調査会「東海地震に係る被害想定結果について」(H.15.3) 予知なしのケース

3) 中央防災会議「東南海、南海地震に係る被害想定について」(H15.9) 直接被害額最大のケース

4) 中央防災会議首都直下地震対策専門調査会「首都直下地震の被害想定」(H16.11)

5) 阪神・淡路大震災の震災関連事業総額は平成6年度～10年度の5年間分とした。

6) 国税分について法人税の減収分は含まれない。

7) 国直轄事業1.7兆円のうち、0.8兆円が追加的支出であると仮定

8) 東海地震、東南海・南海地震に係る被害想定については公共土木被害は含まれていない。

永松伸吾・林敏彦「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政の機能について」『震災復興と公共政策Ⅱ』DR I 調査研究レポート, vol7, pp40-59. 表8に加筆修整

原発事故、国が賠償負担 被害数兆円

- 政府は23日、東京電力の福島第1原子力発電所の事故に伴う周辺住民らへの損害賠償について、「原子力損害賠償法（原賠法）」の規定に基づき、国も負担する方針を固めた。避難地域が広範囲に及び、民間企業の東電だけでは負担できないと判断した。
- ただ同法の規定では国の負担は最大2400億円にとどまる。
- 放射性物質（放射能）が拡散し、農作物の出荷制限が広がり、風評被害を含め賠償額は数兆円に上るとの見方も

産経ニュース3月23日

2011年度補正予算

震災関連予算	
東北関東大震災	阪神淡路大震災
5～9兆円 日本経済新聞（3月23日）	3兆4千億円 （94－95年度予算）

参考：阪神淡路大震災への国の予算措置

林敏彦「復興資金―復興財源の確保」

【震災対策にかかる国予算の状況】

平成6年度予備費対応～平成11年度第2次補正

総額 5兆200億円

(単位:億円)

内 容	事業費
1. 応急仮設住宅の建設等の災害救助費	1,800
2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護金の貸付	1,400
3. がれき処理に要する費用	1,700
4. 地すべり、がけ崩れ対策をはじめとする二次災害防止対策	1,100
5. 神戸港等の復旧・整備	6,700
6. 阪神高速道路の復旧費(2,100億円)をはじめとする各種のインフラ(道路、河川、下水道、鉄道、通信、電気・ガス等)の早期復旧及び整備	14,000
7. 橋梁等公共施設、官庁施設等の耐久性の向上対策	4,700
8. 公的賃貸住宅等の早期・大量供給及び個人の自力による住宅の再検討の支援	7,200
9. 復興土地区画整理事業等市街地の整備に要する費用	2,900
10. 保健・医療・福祉の充実	800
11. 文教施設の早期復旧及び被災した児童生徒に対する援助	1,500
12. 中小企業対策(2,000億円)をはじめとする経済の復興	2,200
13. その他(農林水産施設の復旧・整備、雇用の維持・失業の防止 他)	4,400

※四捨五入により百億円単位としており、各項目の合計と総額とは一致しない。

(単位:億円)

区 分	予算額
平成6年度	10,371
予備費	148
第2次補正予算	10,223
平成7年度	23,375
第1次補正予算	14,293
配分重点化	1,300
第2次補正予算	7,782
平成8年度	5,832
当初予算	2,887
補正予算	2,945
平成9年度	4,035
当初予算	2,827
補正予算	1,208

区 分	予算額
平成10年度	3,798
当初予算	2,377
第1次補正予算	827
第3次補正予算	594
平成11年度	2,755
当初予算	2,031
第2次補正予算	724
合 計	50,166

国の借金の累積

1995年度	2011年度（見込み）
225兆円	668兆円
対GDP比45%	対GDP比140%

復興財源提言

	財源	規模
大和総研	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興基金」の創設 ・復興基金債の調達 ・償還財源＝「復興連帯税」（3～5年間消費税率1%） 	7～14兆円
		3年＝7兆円 5年＝12兆円
日本経済研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度予算の組み替え＝子ども手当・高校無償化等の廃止 ・復興税＝化石燃料課税（2012年～） 	5兆円
		5兆円規模
関西経済同友会	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害復興支援税(仮称)」＝例えば2年間程度、消費税に上乗せ ・財源の一部については、子ども手当や高速道路無料化などの見直し ・新たな国債発行には反対 	

参考：平成23年度予算

項目	金額	
一般会計歳出（国債費を除く）	71兆円	
民主党マニフェスト	子ども手当3歳未満上積み	2000億円
	高校無償化	4000億円
	戸別所得補償	6000億円
	高速道路無料化	1000億円
	暫定税率（重量税）減収	2000億円
経済危機対応・地域活性化予備費	8100億円	
予備費	3500億円	

参考事項：平成22年度税制改正（平成23年分以降）

- ・ 一般の扶養親族のうち年齢が16歳未満の人に対する扶養控除（38万円）が廃止
- ・ 特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分（25万円）が廃止、扶養控除の額が38万円。

参考：揮発油税等

平成23年度 (予算ベース)		税率	税収 (億円)
揮発油税	国	1 キロリットル=48,600円	26,340
	地方	1 キロリットル= 5,200円	2,818
石油ガス税	国	1 キログラム=17円50銭	120
	地方		120
航空機燃料 税	国	1 キロリットル=26,000円	460
	地方		131
石油石炭税	○原油、輸入石油製品 1 キロリットル=2,040円 ○天然ガス・石油ガス等 1 t =1,080円 ○石炭 1 t =700円		5,120
電源開発促進税	千キロワット時=75円		3460
合計 (国税分)			3,5500

「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」報告書 平成22年3月

- 被災地内及び国内外の経済への影響も考慮した財源確保（資金調達）や、復旧・復興需要を抑制するための財政措置の優先順位付け等の議論が必要となることも考えられる
- 被災後になって初めて財源確保のための国民負担を提案することは国民感情や経済への悪影響を考えれば必ずしも適切ではなく、円滑な財源確保のためには、被災時に特別な国民負担を強いる可能性のあることを事前に広く周知しておくことも考えられる



私見＝アドホックな臨時増税ではなく構造改革（新たな日本の構築）として位置づける必要あり

復興の優先順位

- 復興対策の中には、首都中枢機能の早期回復や、**経済・産業の復興のように国際競争力・信用力維持の観点から迅速な対応が求められる分野**と、都市復興のように必ずしも迅速な復興が必要不可欠ではなく、計画性や地域住民の理解と合意を重視すべき分野があり、・・・適切な時間軸に沿った資源配分を行うことが求められる。
- **復旧・復興需要の短期間の集中は国・地方公共団体の財政に過度の負担**となるばかりでなく、その後の急激な需要減退による実体経済の冷え込みという経済的影響も大きい。・・・**財政需要の平準化及び経済的影響の緩和の観点から、発災後2～3年の短期間に集中させず長期間をかけて実施する**

子ども手当 中止検討 復興財源に充 当

- 政府は14日、東日本大震災の復興対策などを盛り込むことで検討している平成23年度補正予算編成について、23年度予算案に計上されている政策経費のうち野党から批判されている子ども手当などの財源を充当する方向で調整を始めた。財務省幹部が明らかにした。

産経新聞 3月14日

- 当然、政府は子ども手当や高速道路無料化、農家の戸別所得補償などのマニフェスト予算を全面的に見直すべきである。予算編成の前提となる経済社会の状況が、大震災で一変してしまったのだ。今は被災地復興にできるだけ多くの財源を回すためにも、削れるものは大胆に削るときだ。

朝日新聞 3月19日社説

震災対策に充てる財源の内訳

日経センター提言

費目	兆円
2010年度予算	0.2
2011年度予算	
子ども手当	2.2
戸別所得補償	0.6
高校無償化	0.4
その他（高速無料化等）	0.4
経済危機対応・地域活性化予備費	0.8
予備費	0.4
合計	5.0

震災国債の同床異夢

- 片山総務大臣は、NHKの日曜討論で「増税には経済学者からも異論が出ている。多かれ少なかれ、国債に頼るといふことはあると思う」と述べ、赤字国債の発行を容認する考えを示しました。

NHK ニュース 平成23年4月4日

解釈その1	当面は赤字国債（震災国債）を財源に充てるが、後年度元利償還のために増税（復興税）することが前提
解釈その2	赤字国債で賄い、他の国債同様、元利償還の財源問題は将来に先送り



提言：復興から改革へ

復興の原則

- 原形復旧ではなく，既存産業・企業の競争力の強化・再編成，新興産業・企業の育成
- 経済政策と社会政策の区分
 - － 経済政策＝新興産業・企業の育成
 - － 社会政策＝災害弱者の救済
- 社会政策は復興期間中，平時のシステム（生活保護等）とは別途，整備
- 自立可能な被災者の自立を支援
- 衰退産業・企業の速やかな撤退とその後の生活支援，地域の再編・撤退も視野に

参考：復興の位置づけ

	社会政策	経済政策
位置づけ	再分配	投資
志向	救済	構造改革
対象	主に災害弱者 －高齢者等	被災地経済 －企業を含む
財政の機能	再分配	資源配分（公共財）
財源	累進課税 （再分配的）	広く薄い課税
税目	所得税	消費税 比例的所得税（フ ラット・タックス）

何故構造改革か？

- 震災に便乗？
⇒ 現行制度の不備をそのままに迅速・持続的な復興はできない
- 既得権益を擁護した一部国民への負担の押し付けは復興への政治的支持を失わせる
- 日本経済は回復しても「じり貧」であることに変わりはない
- 未来の震災・災害に備えた体力づくり
- 閉そく感を打破して、希望を与える

参考：

震災が顕在化させる現行制度の欠陥

例：二重ローンと地震保険

- 住宅が倒壊した被災者の住宅ローンの免除・軽減
⇒ 金融機関の負担になるため困難
- 我が国の住宅ローンはリコース型
⇒ 被災後の住宅ローンがそのまま
高齢者では新たに住宅ローンを組めない
- 本来あるべき制度：
 - 住宅ローンをノン・リコース型に
 - 融資の際、地震保険への加入を義務付け
 - 耐震性・立地など住宅の安全性を金融機関が調査

「危機」を「機会」に

	対症療法的	機会
歳出	マニフェスト予算の見直し	歳出改革＝「優先順位」付け
税制	アドホックな臨時増税	抜本的税制改革



「削りやすいところを削り」
「取りやすいところから取る」

提言「災害復興所得税」

- 対象＝総合課税所得（給与・年金等）
- 拡大課税所得＝課税対象収入から人的控除・給与所得（65万円）のみを控除
- 税率＝1.5%
- 税金（平成22年度予算ベース）＝約2.5兆円
- 適用期間＝平成24年度以降、災害復旧・復興事業期間（5～10年）
- 徴収＝給与所得者・年金受給者は源泉徴収
- 被災地居住者は当面適用外

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約240兆円、課税所得は約100兆円。
- 課税所得約100兆円に対して所得税額は約11.2兆円。
- ⇒ 現在の税率を前提にすれば、約10兆円の控除縮減で増収額は約1.1兆円。

課税対象となる収入約240兆円（給与収入(約200兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約20兆円)等）

所得金額（約160兆円）

非課税所得	各種所得についての控除等 (約70兆円)	所得控除 (約60兆円)		課税所得（約100兆円）
		人的控除 (約30兆円)	その他 (約30兆円)	
	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得控除（約57兆円） 公的年金等控除（約12兆円）等 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除（約17兆円） 配偶者控除（約5兆円） 一般扶養控除（約3兆円） （うち成年扶養控除約2兆円） 特定扶養控除（約1兆円） 老人扶養控除（約1兆円）等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料控除（約22兆円） 生命保険料控除（約2兆円）等 	[所得税額: 約11.2兆円]

(注1)22年度予算ベース等。ただし、年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減を加味。
(注2)上記計数は納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.8兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用(22年度予算ベース)。

平成22年度予算ベース

何故所得税改革か？

		所得税率	
		現行水準	引き上げ
課税ベース (所得)	現行		<ul style="list-style-type: none">・ 不十分な税収・ 一部の納税者に大きな負担・ 経済活動への歪み
	拡大		災害復興所得税

所得税増税？

選択肢	増収額
最高税率（40%）の引き上げ	350億円
定率増税（10%）	1.2兆円
現行課税所得に1%のフラット税	1兆円

参考：消費税率1%

2兆4～5千億円

所得税改革

- 合わせて、「抜本的税制改革」として、現行の所得税の課税所得の見直し
- 各種所得控除の縮減＝課税所得の拡大
- 所得控除から「給付付き」税額控除への移行
- 寄付金控除の拡大＝「善意」を排除しない
- 災害復興所得税とのバランス＝金融所得税の税率20%
(課税の一体化)
- 復興所得税による低所得者負担増への配慮は現行の所得税の見直しを通じて（税込中立の下）実施
＝「給付付き税額控除」

復興財源の確保

- 平成23年度
 - ― 「復興国債」を起債・復旧・復興事業、被災者支援に充当
 - ― 予算配分を見直して財源をねん出
 - ⇒ 無駄な歳出是正の契機
 - ― 電力消費特別税＝節電促進
- 平成24年度～29年度（5年間）
 - ― 「災害復興所得税」を創設（2.5兆円規模）
 - ⇒ 所得税改革の契機
- 復旧・復興期毎年の財源確保
 - ― 復旧・復興事業・被災者支援
 - ― 復興国債の元利償還費に充当

参考：「国債増発」対「増税」

		国債増発	増税
説明責任	対象	市場（債権者）	納税者
	中身	元利償還の確実性	負担の公平 経済の回復
残余請求権＝成長からの利益		特になし	国民全体が享受
備考		債権者	納税者（国民） ＝株主



増税は「投資」

参考：税・財政文化の転換点

	従前	構造改革
財政赤字	総論賛成・各論反対	財政赤字は「買いだめ」と同じ⇒権益の「既得化」が財源不足の原因
税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分以外の誰かが負担 ・ 自分が増税＝不公平 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税は皆が「広く薄く」負担すべきもの ・ 社会参加の「会費」
無駄	自分の既得権益は聖域化	ゼロベースで精査
帰結	当事者意識の欠如 政治・財政への無関心	当事者意識 政府への監視

参考：再分配？

- 所得税を含む税制の再分配機能の回復・強化の要請（最高税率の引き上げ）
 - ⇒再分配は課税で「自己完結」しない
 - ⇒支出（被災者生活再建支援）を通じた災害弱者への再分配

		公共支出（給付）	
		普遍給付	限定給付
課税	累進的	例：所得税と子ども手当の組み合わせ	強く再分配的
	広く薄く課税	再分配機能は弱い	災害弱者への重点的給付

復興財源の捻出

- 復旧・復興がなければ上がらない税収は減免
 - 被災に立地・復旧した企業の固定資産税（＋法人税）を操業再開後、5年間免除
 - PFIの活用
 - ― 道路＝道の駅の収益権・道路周辺の開発権の付与
 - ― 学校・病院＝コンセッション方式・収益事業（例：マンション等）との一体化開発
 - ― 空港・港湾＝コンセッション方式（事業運営権付与）
 - ― 免税対象企業にPFIへの出資を奨励
- ⇒ 公費（税金）を投入する分野・地域を精査

復興財源の捻出（その2）

- 港湾の復旧
 - －入港料・港湾施設使用料等を担保？
 - 被災者支援
 - －被災者の土地を買い上げ⇒住宅・生活再建資金
 - －買い上げ資金の調達
 - －土地の再開発による収益から資金回収
 - －民間譲渡（PFI）による一体開発
- ⇒復旧・復興からの経済収益を活用

ポイント：

- (1) 復興収益はプラス
- (2) 政府は復興収益を見越した借金をする余地は乏しい
(デット・ハングオーバー)

PFI、復興に活用

- 政府は東日本大震災の復興に向けて、PFI(民間資金を活用した社会資本整備)を使い、民間企業の参入を促す方針を固めた。
- PFI法改正案が成立すれば、賃貸住宅や港湾など14分野を対象に事業の運営権を民間に売却できるようになる。
- 津波で大きな被害を受けた仙台空港の復旧に適用できるか検討。不足気味の医療機関や住宅の整備にも積極的に活用する。

日本経済新聞（平成23年4月3日）

運営事業権

- 内閣府は19日、民間資金活用による社会資本整備（PFI）を促進するため、国や地方が所有するインフラ施設を使って収益事業を展開できる事業運営権を創設、民間企業に長期間にわたって付与する新方式を導入する方針を固めた。民間企業はこの権利を担保に資金調達でき、固定資産税もかからず、行政側には権利譲渡で収入が得られるメリットがある

時事通信（平成23年2月）

- 韓国・フランスでは既に実績あり

「未来への投資」徹底

- 将来の大規模震災（首都直下等）に備えた防災の徹底
- 高度防災技術の開発と海外への輸出展開
- 省エネルギー技術の開発
- 高度な技術開発・経営を担う人材，企業の育成
- 世界に先駆けて，災害に強く，省エネルギーの経済・社会を構築
- 10年後に再び日本の時代が来ることを期待

「危機」を「機会」へ

危機	機会
原発事故	<ul style="list-style-type: none">・ エネルギー政策の転換・安全技術の開発
電力不足	<ul style="list-style-type: none">・ 電力自由化と電力の新規事業者の参入・ 省エネルギー技術・社会の構築
計画停電の混乱	<ul style="list-style-type: none">・ ワーク・ライフバランスの見直し
震災による被災地の損害	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい産業・企業の育成,・ 既存企業の再編・競争力向上

「第4次災害」

- 復興における誤った判断
 - 事態の過少評価（「自律的」回復への期待）
 - 対症療法（「場当たり」）的対応
- 「震災危機」が「経済危機」、「財政危機」へと連鎖
- 日本経済の復興が立ち遅れることの最大の「被災者」
 - ⇒ 将来の世代

復旧復興対策基本法案の課題

項目	課題
震災国債の起債	市場からの信認の確保⇒官僚が「指導」しても、政治家が「恫喝」しても、市場がひるむことはない
臨時増税	納税者の理解・納得 「自粛」から「負担」への切り替え
被災者生活再建支援金の引き上げ	・新たなバラマキかメリハリのある支援か ・自立支援との組み合わせが不可欠
復興庁の創設 交付金の活用	地方分権（地域主権）との整合性



復興に向けた8カ条

第1条：国民・市場との対話

- 政府は震災復興プランの立案・実施、復興財源の確保において被災者、納税者、市場との対話を意識して努める
- 被災者には、多様なニーズに応じた支援の内容、復旧・復興の工程表を明らかにし彼等の生活・住宅再建における予見可能性を高めるとともに、過度な期待・不安を煽らない
- 納税者に対しては復興財源の確保に伴う増税の趣旨を明らかにして理解を求める
 - 一被災地との社会的連帯であるとともに日本経済の復興のための「投資」と位置付ける
- 市場に対して震災が財政の規律を弛緩させないこと、復興事業に伴う国債の元利償還費は手当されている旨を説明、国債への市場の信認を損なわない配慮をする

第2条：復興から新しい日本へ

- 震災復興のグランド・ビジョンは被災地の復興のみならず、我が国の「新しい形」を示す
 - ―現在の危機への理解を国民と共有するとともに、長く続くであろう復興への努力・負担を通じた将来への希望（新たな日本像）を示す
 - ―復興のビジョンと工程表を明らかにする
- 震災の危機を経済危機、財政危機に連鎖させないための措置を講じる
 - ―平時ではなく非常時の復興体制を整える
 - ―「危機」を「機会」に転じる経済財政構造改革に着手する
 - ―復興を契機に経済のグローバル化、社会の高齢化、地球環境問題という新たな経済・社会環境に対応すべく、震災復興を経済・財政の構造改革に繋げる

第3条：復興庁の設立と地方分権

- 「一国一制度」から「一国多制度」（東西間で異なる分権化を許容）への転換を図る
- 全国一律な地方分権改革を転換する
 - ― 直接に被災の影響を被らない中部・西日本において、広域自治体の形成等、道州制に向けた地方分権（地域主権）を進めることで、当該地域の自主・自立を促す
 - ― 他方、被災地における国の支援・関与を強化・徹底する。
 - ― 国の機関として東北復興庁を設け、復興の財源・権限の一元化（集権化）、被災地自治体を東北復興庁に組み込む
 - ― 東北復興庁の管轄・財源、権限を将来的に東北州政府の基礎とする

第4条：被災地の構造改革

- 復旧・復興は「原形復旧」ではなく、競争力と発展性・創造性を有した地域経済への転換を図る
 - 一 復旧・復興事業においては地元の雇用を拡大し、人材の流出を抑える
 - 一 自立できる被災者には自立の機会（雇用・融資）を与える一方、長期的支援を要する災害弱者への支援を徹底する。
 - 一 既存産業・農業の近代化・効率化を進め、競争力を高める
 - 一 新規企業・新規産業の育成を図る
 - 一 今後とも災害リスクの高い、過疎の進んだ地域からの撤退を含め、地域（居住地域）の再編成を行う
 - 一 被災地を「構造改革特区」に指定するなど、規制緩和・税の減免を行い、新たな成長センターを支援する。

第5条：財政悪化への歯止め

- 震災復興がソブリン・リスク（財政危機）に繋がることを回避すべく、国債に対する市場からの信認の確保に努める
 - ― 国債の日銀引受、会計操作など市場から財政規律の弛緩を疑われる事態は回避する
 - ― 復興国債を既存の国債と区分経理し、その元利償還財源を予め明らかにする
 - ― 直接復興に関わらない予算については「財政運営戦略」に即して財政再建を進める
 - ― 復興のコストを長く担っていく若年世代・将来世代に配慮すべく、財政再建に係る「世代間格差」を是正する

第6条：税財政改革の実施

- 無駄な歳出の削減に際して費用対効果に従い政策の「優先順位」を明らかにした予算の配分ルールを定める
 - ― 子ども手当等に限らず、年金を含む社会保障・公共事業、交付税など「聖域化」することなく、無駄の削減に努める
 - ― 歳出の費用対効果の検証を徹し、予算に反映させるルールを作る
- 合わせて震災復興のための増税と抜本的税制改革を実施する
 - ― 増税は消費税、（課税所得を拡大した）所得税など国民が広く薄く負担する税目とする
 - ― 臨時増税を契機に課税ベースの見直し、税收確保・再分配機能の充実など税制の抜本改革に繋げていく

第7条：民間資金の活用

- 震災復興においてはPFI等民間資金を積極的に活用する
 - 一復興可能な被災地について国が被災者の土地を買い上げ、当該被災者の生活再建資金にするとともに、一体的な再開発を実施することを選択肢として持つ
 - 一再開発は自治体・住民等関係者が参加する協議会を設置、地元の意向をくみ取りつつ、民間開発事業者が政府からの事業運営権（コンセッション方式）等で実施する
 - 一道路・公共施設の復旧においては周辺の収益事業（例：道の駅）と事業を一体化、民間事業者（コンソーシアム）にその実施を委託する
 - 一再開発地域に対して政府・自治体は税の減免を行うなど財政的に支援をする

第8条：未来の震災への備え

- 将来予想される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震など新たな自然災害の驚異に備える
 - 一自治体による防災対策を徹底する
 - 一インフラ更新・地域の再編成を含めて、災害に強い国土の発展に努める
 - 一自助努力・事前の備えとして住宅の耐震化・地震保険の加入率向上を図る
 - 一サプライチェーンの断絶に備えた企業のBCMの普及に努める
 - 一東北関東大震災の経験を生かした、新たな安全技術の開発を進める
 - 一被災時の電力等エネルギー確保のため電力市場等の規制改革に着手する（市場原理の活用なしに安定供給はありえない）
 - 一災害に強いインフラ技術を将来日本の輸出分野として育成していく